令和６年(２０２４年)３月１１日
厚　生　委　員　会　資　料
地域支えあい推進部介護・高齢者支援課

（第４６号議案）

中野区介護保険条例の一部改正について

１　改正理由

（１）令和６年度から令和８年度までの第９期介護保険事業計画期間において介護給付費の増加が見込まれることから、保険料の基準額や段階区分、保険料率を改正する必要がある。

（２）介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の改正に伴い、賦課期日後における第 1 号被保険者の保険料段階の変更に関する規定を整備する必要がある。

２　改正内容

（１）介護保険料の保険料額等を次のように改める。

①介護保険料の保険料額等が適用される期間「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改める。

②保険料基準額「６８，７１０円」を「７５，２８２円」に改める。

③第１段階の保険料率「１００分の３０」を「１００分の２８．５」に、保険料額「２０，６００円」を「２１，４００円」に改める。

④第２段階の保険料額「２４，０００円」を「２６，３００円」に改める。

⑤第３段階の保険料額「４４，６００円」を「４８，９００円」に改める。

⑥第４段階の保険料額「５８，４００円」を「６３，９００円」に改める。

⑦第５段階の保険料額「６８，７００円」を「７５，２００円」に改める。

⑧第６段階の保険料額「７５，５００円」を「８２，８００円」に改める。

⑨第７段階の保険料額「８２，４００円」を「９０，３００円」に改める。

⑩第８段階の保険料額「９２，７００円」を「１０１，６００円」に改める。

⑪第９段階の保険料額「１０３，０００円」を「１１２，９００円」に改める。

⑫第１０段階の保険料率「１００分の１７０」を「１００分の１８０」に、保険料額「１１６，８００円」を「１３５，５００円」に改める。
⑬第１１段階の保険料率「１００分の２００」を「１００分の２１０」に、保険料額「１３７，４００円」を「１５８，０００円」に改める。
⑭第１２段階の保険料率「１００分の２３０」を「１００分の２４０」に、保険料額「１５８，０００円」を「１８０，６００円」に改める。
⑮第１３段階の保険料率「１００分の２６０」を「１００分の２７０」に、保険料額「１７８，６００円」を「２０３，２００円」に改める。
⑯第１４段階の保険料率「１００分の３００」を「１００分の３１０」に、保険料額「２０６，１００円」を「２３３，３００円」に改める。
⑰第１５段階の保険料率「１００分の３５０」を「１００分の３６０」に、保険料額「２４０，４００円」を「２７１，０００円」に改める。
⑱第１６段階の保険料率「１００分の３６０」を「１００分の３７０」に、保険料額「２４７，３００円」を「２７８，５００円」に改める。
⑲第１７段階の区分を本人所得金額が３，０００万円以上４，０００万円未満の者と改め、保険料率「１００分の３８０」を「１００分の３９０」に、保険料額「２６１，０００円」を「２９３，５００円」に改める。
⑳本人所得金額が４，０００万円以上５，０００万円未満の者の区分を第１８段階とし、保険料率を「１００分の４５０」、保険料額を「３３８，７００円」とする。
㉑本人所得金額が５，０００万円以上の者の区分を第１９段階とし、保険料率を「１００分の５００」、保険料額を「３７６，４００円」とする。

（２）賦課期日後における第 1 号被保険者の保険料段階の変更に関する規定を改める。

３　資料

条例新旧対照表　別紙のとおり

４　実施時期

令和６年４月１日から施行する。

別紙

中野区介護保険条例（平成１２年中野区条例第２９号）新旧対照表

改正案	現行
目次　（略） 第１章～第６章　（略） 第７章　保険料 （保険料率等） 第１５条　令和６年度から令和８年度までの保険料の基準額は、７５，２８２円とする。 ２　（略） 第１６条　（略） （賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第１７条　（略） ２　（略） ３　保険料の賦課期日後に介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び⑴に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ、第１２号ロ又は第１３号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から同項第１号から第１３号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料額の合算額とする。 ４　（略） 第１８条～第２５条　（略） 第７章の２～第９章　（略） 附　則　（略） 別表（第１５条関係）	目次　（略） 第１章～第６章　（略） 第７章　保険料 （保険料率等） 第１５条　令和３年度から令和５年度までの保険料の基準額は、６８，７１０円とする。 ２　（略） 第１６条　（略） （賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第１７条　（略） ２　（略） ３　保険料の賦課期日後に介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び⑴に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から同項各号のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料額の合算額とする。 ４　（略） 第１８条～第２５条　（略） 第７章の２～第９章　（略） 附　則　（略） 別表（第１５条関係）

	第１号被保険者	保険料率	保険料額
1	令第３９条第１項第１号に掲げる者	１００分の２８．５	２１，４００円
2	令第３９条第１項第２号に掲げる者	（略）	２６，３００円
3	令第３９条第１項第３号に掲げる者	（略）	４８，９００円
4	令第３９条第１項第４号に掲げる者	（略）	６３，９００円
5	令第３９条第１項第５号に掲げる者	（略）	７５，２００円
6	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、７の項⑵、８の項⑵、９の項⑵、１０の項⑵、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）	（略）	８２，８００円
7	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、８の項⑵、９の項⑵、１０の項⑵、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵、１６の項⑵、	（略）	９０，３００円

	第１号被保険者	保険料率	保険料額
1	令第３９条第１項第１号に掲げる者	１００分の３０	２０，６００円
2	令第３９条第１項第２号に掲げる者	（略）	２４，０００円
3	令第３９条第１項第３号に掲げる者	（略）	４４，６００円
4	令第３９条第１項第４号に掲げる者	（略）	５８，４００円
5	令第３９条第１項第５号に掲げる者	（略）	６８，７００円
6	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、７の項⑵、８の項⑵、９の項⑵、１０の項⑵、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵又は１６の項⑵に該当する者を除く。）	（略）	７５，５００円
7	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、８の項⑵、９の項⑵、１０の項⑵、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵又は１６の項	（略）	８２，４００円

	１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）		
8	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、９の項⑵、１０の項⑵、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）	（略）	１０１，６００円
9	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１０の項⑵、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）	（略）	１１２，９００円
１０	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要と	１００分の１８０	１３５，５００円

	⑵に該当する者を除く。）		
8	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、９の項⑵、１０の項⑵、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵又は１６の項⑵に該当する者を除く。）	（略）	９２，７００円
9	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１０の項⑵、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵又は１６の項⑵に該当する者を除く。）	（略）	１０３，０００円
１０	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要と	１００分の１７０	１１６，８００円

	しない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）		
１１	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の２１０	１５８，０００円
１２	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の２４０	１８０，６００円
１３	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課され	１００分の２７０	２０３，２００円

	しない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１１の項⑵、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵又は１６の項⑵に該当する者を除く。）		
１１	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１２の項⑵、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵又は１６の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の２００	１３７，４００円
１２	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１３の項⑵、１４の項⑵、１５の項⑵又は１６の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の２３０	１５８，０００円
１３	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課され	１００分の２６０	１７８，６００円

	る保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１４の項⑵、１５の項⑵、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）		
１４	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１５の項⑵、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の３１０	２３３，３００円
１５	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１６の項⑵、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の３６０	２７１，０００円
１６	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分によ	１００分の３７０	２７８，５００円

	る保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１４の項⑵、１５の項⑵又は１６の項⑵に該当する者を除く。）		
１４	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１５の項⑵又は１６の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の３００	２０６，１００円
１５	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は１６の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の３５０	２４０，４００円
１６	次のいずれかに該当する者 ⑴　（略） ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分によ	１００分の３６０	２４７，３００円

	る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(⑴に係る部分を除く。)、１７の項⑵又は１８の項⑵に該当する者を除く。）		
１７	次のいずれかに該当する者 ⑴　合計所得金額が４０，０００，０００円未満である者であり、かつ、１の項から１６の項までのいずれにも該当しないもの ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は１８の項⑵に該当する者を除く。）	１００分の３９０	２９３，５００円
１８	次のいずれかに該当する者 ⑴　合計所得金額が５０，０００，０００円未満である者であり、かつ、１の項から１７の項までのいずれにも該当しないもの ⑵　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）	１００分の４５０	３３８，７００円
１９	１の項から１８の項までのいずれにも該当しない者	１００分の５００	３７６，４００円

	る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）		
１７	１の項から１６の項までのいずれにも該当しない者	１００分の３８０	２６１，０００円

備考　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の第１５条第１項、第１７条第３項及び別表の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	備考　（略）